

医政地発0930第2号  
令和3年9月30日

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための  
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行（救急救命士法関係）に  
伴う関係通知の改正等について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区  
長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周  
知方よろしくお取り計らい願います。

医政地発0930第1号  
令和3年9月30日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行（救急救命士法関係）に伴う関係通知の改正等について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）が令和3年5月28日に公布され、改正法のうち救急救命士法（平成3年法律第36号）の一部改正については、同年10月1日付けで施行することとされています。

これに伴い、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第149号）が令和3年9月1日に公布され、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）の一部改正についても、同年10月1日付けで施行されることとなりました。

これらを踏まえ、下記のとおり関係通知の改正等を行うこととしましたので、貴職におかれては、御了知の上、関係者、関係団体等への周知をお願いします。

## 記

第1 「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付け指第17号厚生省健康政策局指導課長通知）の改正について

改正法による改正後の救急救命士法において、救急救命士は、重度傷病者が病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に搬送されるまでの間に加え、重度傷病者が医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該医療機関に到着し、当該医療機関に滞在している間）において救急救命処置（救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命

処置をいう。以下同じ。)を行うことが可能となったことに伴い、令和3年10月1日付けで「救急救命処置の範囲等について」を別添1の新旧対照表のとおり改正すること。

## 第2 関係学会が作成するガイドラインについて

関係学会が作成するガイドラインについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(救急救命士法関係)」(令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知)において、当該ガイドラインが策定され次第周知する旨お示ししたところである。

今般、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会において、別添2のとおり「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」が策定されたので、救急救命士が勤務する医療機関において、医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組や、院内研修の内容について、具体的に検討する際は、当該ガイドラインを参考とされたいこと。

以上

[別添1]

- 「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付け指第17号厚生省健康政策局指導課長通知）新旧対照表  
(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>救急救命士法（以下「法」という。）の施行については、平成三年八月一五日健政発第四九六号をもって通知したところであるが、今般、法第二条第一項に規定する救急救命処置の範囲等を左記のとおり定めることとしたので、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法第二条第一項に規定する救急救命処置とは、「その症状が著しく悪化するおそれがあり、<u>若しくはその生命が危険な状態にある傷病者（以下「重度傷病者」という。）が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。）</u>に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの」であり、その具体的範囲は、別紙1のとおりであること。</p>	<p>救急救命士法（以下「法」という。）の施行については、平成三年八月一五日健政発第四九六号をもって通知したところであるが、今般、法第二条第一項に規定する救急救命処置の範囲等を左記のとおり定めることとしたので、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 法第二条第一項に規定する救急救命処置とは、「その症状が著しく悪化するおそれがあり、<u>又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの</u>」であり、その具体的範囲は、別紙1のとおりであること。</p>